

愛知県福祉サービス第三者評価受審済証交付要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県福祉サービス第三者評価機関の評価業務実施要綱第10条の規定に基づく愛知県福祉サービス第三者評価受審済証（以下『受審済証』という。）の交付に係る手続きについて必要な事項を定めるものである。

(交付対象)

第2 受審済証の交付対象者は、愛知県福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果の公表に同意した事業者とする。

(交付申請)

第3 受審済証の交付を受けようとする事業者は、評価結果が愛知県社会福祉協議会第三者評価推進センター（以下「推進センター」という。）のホームページに掲載されて後に、愛知県福祉サービス第三者評価受審済証交付申請書（様式1）を受審した評価機関を経由して推進センターに提出するものとする。

(受審済証の交付)

第4 推進センターは、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、受審した評価機関を経由して当該事業者に対し、受審済証（様式2）を交付するものとする。

(その他)

第5 この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月16日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年3月14日に施行し、令和6年4月1日から適用する。